

令和4年度 玉名都市計画道路の変更について

玉名都市計画道路の変更【案】

(玉名市決定)

玉名都市計画道路の変更(玉名市決定)

計 画 書 目 次

- 計画書
- 新旧対照表
- 理由書
- 総括図
- 総括図(新旧対照図)
- 計画図
- 計画図(新旧対照図)

玉名都市計画道路の変更(玉名市決定)

1. 都市計画道路中3・5・7立願寺南岩原線を3・4・7立願寺池田線に、3・4・13高瀬大橋中線を3・4・13松木境川線に名称を改め、3・5・7立願寺南岩原線ほか5路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・7	立願寺池田線	玉名市立願寺字松尾原	玉名市岩崎字池田	玉名市立願寺字惣萩	約 560m	地表式	2車線	16m	幹線街路との平面交差1箇所	
	3・4・13	松木境川線	玉名市松木	玉名市六田	-	約 1,410m	地表式	2車線	16m	幹線街路との平面交差1箇所	
	3・4・2	築地大倉線	玉名市築地字下原	玉名市大倉字川原	玉名市中字内田	約 4,370m	地表式	2車線	16m	幹線街路との平面交差7箇所	
	3・4・3	玉名駅立願寺線	玉名市中字前	玉名市立願寺字松尾	玉名市立願寺字池田	約 2,170m	地表式	2車線	16m	幹線街路との平面交差4箇所	
	3・4・10	築地立願寺線	玉名市築地字今見堂	玉名市立願寺字曲松	玉名市山田字高岡原	約 2,390m	地表式	2車線	16m	幹線街路との平面交差3箇所	
	3・4・11	立願寺横町線	玉名市岩崎字池田	玉名市高瀬字横町	玉名市岩崎字六反田	約 1,330m	地表式	2車線	16m	幹線街路との平面交差1箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

2. 都市計画道路中3・4・4寺畑山田線、3・5・6後田横町線を廃止する。

玉名都市計画道路の変更(新旧対照表)

() 書きは旧

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	- (3・4・4)	- (寺畑山田線)	- (玉名市中 字寺畑)	- (玉名市山 田字高岡 原)	- (玉名市中 字北川)	- (約1,050m)	- (地表式)	- (2車線)	- (16m)	- (幹線街路との 平面交差2箇所)	廃止
幹線街路	- (3・5・6)	- (後田横町 線)	- (玉名市亀 甲字後田)	- (玉名市岩 崎字灰島)	- (玉名市岩 崎字南岩 原)	- (約960m)	- (地表式)	- (-)	- (12m)	- (幹線街路との 平面交差 3箇所)	廃止
幹線街路	3・4・7 (3・5・7)	立願寺池田 線 (立願寺南 岩原線)	〃 (玉名市立 願寺字松尾 原)	玉名市岩崎 字池田 (玉名市岩 崎字南岩 原)	玉名市立願 寺字惣萩 (玉名市岩 崎字本原)	約560m (約1,290m)	〃 (地表式)	〃 (2車線)	16m (12m)	幹線街路との 平面交差 1箇所 (幹線街路との 平面交差 3箇所)	名称変更 起終点変更 平面交差箇 所数の変更
幹線街路	〃 (3・4・13)	松木境川線 (高瀬大橋 中線)	玉名市松木 (玉名市秋 丸字上中 洲)	〃 (玉名市六 田)	- (玉名市松 木)	約1,410m (約2,520m)	〃 (地表式)	〃 (2車線)	〃 (16m)	幹線街路との 平面交差 1箇所 (幹線街路との 平面交差2箇所、 JR鹿島本線との 立体交差1箇所、 繁根木川及び 境川との橋梁)	名称変更 起終点変更 平面交差箇 所数の変更
幹線街路	3・4・2	築地大倉線	玉名市築地 字下原	玉名市大倉 字川原	玉名市中字 内田	約4,370m	地表式	2車線	16m	幹線街路との 平面交差 7箇所 (幹線街路との 平面交差 9箇所)	平面交差箇 所数の変更
幹線街路	3・4・3	玉名駅立願 寺線	玉名市中字 前	玉名市立願 寺字松尾	玉名市立願 寺字池田	約2,170m	地表式	2車線	16m	幹線街路との 平面交差 4箇所 (幹線街路との 平面交差 5箇所)	平面交差箇 所数の変更
幹線街路	3・4・10	築地立願寺 線	玉名市築地 字今見堂	玉名市立願 寺字曲松	玉名市山田 字高岡原	約2,390m	地表式	2車線	16m	幹線街路との 平面交差 3箇所 (幹線街路との 平面交差 4箇所)	平面交差箇 所数の変更
幹線街路	3・4・11	立願寺横町 線	玉名市岩崎 字池田	玉名市高瀬 字横町	玉名市岩崎 字六反田	約1,330m	地表式	2車線	16m	幹線街路との 平面交差 1箇所 (幹線街路との 平面交差 3箇所)	平面交差箇 所数の変更

理 由 書

● 3・4・4号 寺畑山田線

3・4・4号寺畑山田線は、築地大倉線から築地立願寺線へのアクセス道路として、昭和38年に都市計画決定された都市計画道路です。

臨海工業都市発展のため、これに適応する宅地造成と交通の円滑化を目的とした都市基盤施設として計画された路線ですが、臨海工業都市としての計画が停滞したことから、交通輸送を確保する機能・役割といった必要性が低下しており、並行路線（玉名駅平嶋線、玉名駅立願寺線）での機能代替が可能であり、また、既存市道により交通を適正に処理する機能の代替が可能であることから、都市計画決定を廃止します。

● 3・5・6号 後田横町線

3・5・6号後田横町線は、玉名駅立願寺線から立願寺横町線へのアクセス道路として、昭和26年に都市計画決定された都市計画道路です。

臨海工業都市発展のため、これに適応する宅地造成と交通の円滑化を目的とした都市基盤施設として計画された路線ですが、臨海工業都市としての計画が停滞したことから、交通輸送を確保する機能・役割といった必要性が低下しており、並行路線（玉名駅下町線、築地大倉線）での機能代替が可能であり、また、既存市道により交通を適正に処理する機能の代替が可能であることから、都市計画決定を廃止します。

● 3・5・7号 立願寺南岩原線

3・5・7号立願寺南岩原線は、玉名駅立願寺線から後田横町線へのアクセス道路として、昭和26年に都市計画決定された都市計画道路です。

臨海工業都市発展のため、これに適応する宅地造成と交通の円滑化を目的とした都市基盤施設として計画された路線ですが、臨海工業都市としての計画が停滞したことから、交通輸送を確保する機能・役割といった必要性が低下しており、並行路線（立願寺横町線、玉名駅立願寺線、繁根木玉名線）での機能代替が可能であり、また、既存市道により交通を適正に処理する機能の代替が可能であることから、既に整備が完了している区間を残し、立願寺横町線から南側の区間約730mを廃止します。また、終点の変更に伴い都市計画道路の名称を立願寺池田線に変更します。

● 3・4・13号 高瀬大橋中線

3・4・13号高瀬大橋中線は、築地大倉線から下河原尾崎線へのアクセス道路として、昭和49年に都市計画決定された都市計画道路です。

築地大倉線の混雑緩和、国鉄裏一帯の開発道路とするため、また旧岱明町との広域的な都市交通道路網の整備を図るために計画されましたが、旧国鉄裏の開発はほぼ完了した現在、大きな混雑は見られず、並行路線（小浜繁根木線）での機能代替が可能であることから、既に整備が完了している区間を残し、高瀬大橋から繁根木川までの区間約1,110mを廃止します。また、起点の変更に伴い都市計画道路の名称を松木境川線に変更します。

● 3・4・2号 築地大倉線

3・4・2号築地大倉線は、3・4・4寺畑山田線の廃止および3・4・13高瀬大橋中線の変更に伴い、幹線街路との平面交差箇所数の変更を行います。

● 3・4・3号 玉名駅立願寺線

3・4・3号玉名駅立願寺線は、3・5・6後田横町線の廃止に伴い、幹線街路との平面交差箇所数の変更を行います。

● 3・4・10号 築地立願寺線

3・4・10号築地立願寺線は、3・4・4寺畑山田線の廃止に伴い、幹線街路との平面交差箇所数の変更を行います。

● 3・4・11号 立願寺横町線

3・4・11号立願寺横町線は、3・5・6後田横町線の廃止及び3・5・7立願寺南岩原線の変更に伴い、幹線街路との平面交差箇所数の変更を行います。

都市計画の策定の経緯の概要

玉名都市計画道路の変更

事 項	時 期	備 考
住 民 説 明 会 (公 聴 会)	令和4年8月25日	パブリック・コメントを同時開催 令和4年8月8日～9月9日
熊 本 県 土 木 部 長 事 前 協 議	令和4年12月7日	熊本県公安委員会協議 令和4年11月29日
計 画 案 の 縦 覧	令和4年12月8日～ 令和4年12月22日	
市 町 村 都 市 計 画 審 議 会	令和4年12月23日	
熊 本 県 知 事 協 議	令和 年 月 日	
決 定 告 示	令和 年 月 日	